

# 安心の設計

介護、医療、子育て、老後に関するご意見・疑問をお寄せ下さい  
メールansin@yomiuri.com  
ファックス03・3217・9957

介護保険のサービスは原則1割の自己負担で利用できます。残りの部分を、保険料と税金で半分ずつまかなっています。人が支払っている保険料を詳しくみてみます。

65歳以上の保険料は、住んでいる自治体で異なります。介護保険は、市区町村などそれぞれ運営しています。3年に1度、必要な費用の総額を見積もり、その結果をもとに、それぞれで保険料の「基準額」を定めています。

例えば、東京都千代田区は月5400円です。厚生労働省が集計した全国平均(月6014円)より、やや低めです。東京都青ヶ島村(月9800円)など、3000円台の地域もあります。

差が生じるのは、「要介護

## 介護のキホン 15 介護保険料どう決まる?

### ●介護保険料の決まり方、納め方

#### 65歳以上

#### 居住地と所得などで変わる

- 市町村などがそれぞれ、サービスに必要な費用から基準額を定める
- 実際に納める保険料は、年金額などに応じて増減
- 原則、年金から天引き

#### 40~64歳 (会社員の場合)

#### 勤務先と賃金で決まる

- 賃金の1か月分(標準報酬月額)に、加入する健康保険組合が定めた保険料率をかける
- 事業主が半額を負担
- 給料から天引き

## 居住地、勤務先などで違う

認定を受けている人の割合などが違い、制度の運営に必要な費用も変わる」(厚労省)ことが理由です。

ただし、この額がその自治体に住む高齢者に一律に課されるわけではありません。一度、収入が年100万円の老人高齢年だけという人なら、基準額(月5400円)の5割の月2700円です。働いて現役世代並みの給料を受け取っているなどで、基準額の2倍以上を納める人もいます。

65歳以上の人には原則、年金から天引きされます。自治体から届く、介護保険料の「決定通知書」や、日本年金機構の「年金振込通知書」で自分の保険料

が確認できます。

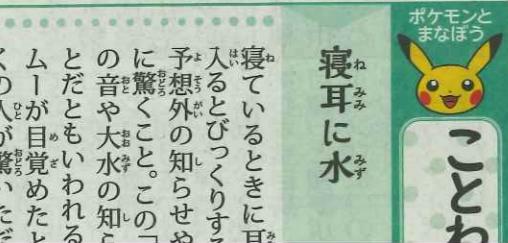
40~64歳で勤め先の健康保険組合に加入している人は、給料から介護保険料が天引きされています。

一般に、月々の給料などを基にした「標準報酬月額」に「保険料率」をかけて計算します。給料が多い人は保険料が高くなる仕組みです。

保険料率は、加入する健康保険協会(協会けんぽ)の従業員らが加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)の場合、21年度は1・8%。

准報酬月額が30万円だと、その1・8%の5400円が1か月分の介護保険料です。

ただし、健康保険料や厚生年金の保険料と同様、介護保



## 家じまい 選択肢は様々

### ●家じまいの選択肢は様々



「自宅をリフォームして今後30年は維持できるようにし、最後まで住み続けることを決めました」。約4年前、夫婦の老後を見据えて自宅を改修した東京都国分寺市の佐藤一治さん(74)が振り返る。

1986年に建てた2階建ての自宅は築30年を超え、すでに2人の娘たちは独立。水回りや床下の老朽化が進んでおり、子どもたちに資産を残すことも考えて不動産コンサルタントに相談した。新築や住み替えのケースも含めて提案を受け、費用を

抑えて住み心地を高められる改修に決めた。

### ●元気なうちに家じまいの準備を



直後に秀雄さんは脳梗塞で倒れ、入院。12月に退院でしたが、

「今後お互いの健康状態がどうなるかわからないからこそ、不動産の処分など将来の希望を早めに共有しておくことが大切だと痛感した」と話す。

高齢者の住宅事情に詳しい不動産コンサルタント事務所、ネット・アイズ代表の小野信一さん(58)は「家じまいでは老後の生活を中心に、相続なども考慮することが必要になる。専門家に相談して客観的な視点を持ち、方向性を見いだしておこう」とが大切だと指摘する。

自宅を所有する親が認知症になつて処分の意思が確認できなかつたり、相続人の間でトラブルになつたりして、処分が進まないケースも多いといふ。

小野さんは「家をどう処分してもらうのか意思を明確にし、

## 備える終活

⑩

改修し、最後は子どもたちに処分してもらつつもりだ」と話す。

相続も考慮を

不動産コンサルタント  
(右)と相談する野沢さん  
(左)

東京都立川市の有料老人ホームに夫婦別室で住んでいた野沢秀雄さん(81)と妻の芳子さん(77)は、渋谷区の自宅マンションの売却に向け、一緒に家財道具を整理している最中だ。

子どもの独立後や、自分が死んだ後の住まいについて考える「家じまい」には、自宅を売却して住み替える選択肢もある。



## 早めに家族と話し合い



家じまいに関わる問題は、自宅の売却や引っ越し先選び、相続など多岐にわたる。高齢者の住み替えに関する総合相談窓口を運営す

エンディングノートを使って、持家などの財産を誰がどう相続するかを書き残したり、家財道具を整理したりしておくると安心です。自宅や土地の権利書や印鑑証明書の置き場所を家族と